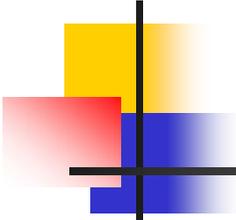


# 大阪府生活環境の保全等に関する 条例の施行規則（化学物質関係） の改正について

---

**大阪府環境農林水産部環境管理室**  
**大阪市環境局環境保全部**  
**堺市環境局環境保全部**

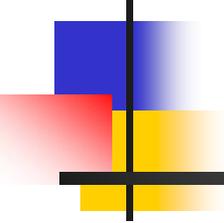


# 目次

---

## 大阪府生活環境の保全等に関する条例の 施行規則（化学物質関係）の改正について

1. 化学物質対策について
2. 府条例施行規則の改正について
3. 大阪府域における化学物質の現況



# 1. 化学物質対策について

---

# 1. 化学物質対策について

## 化学物質と環境との関わり

国内で使用されている化学物質は約5万種類と推定され、様々な用途に使用することによって豊かな現代社会が成立

しかし

化学物質によっては、大気や水などの環境を經由して人や生態系に悪影響を与えることが懸念される

化学物質の製造・取扱いや環境への排出の規制及び化学物質の管理に関する制度の整備

# 1. 化学物質対策について

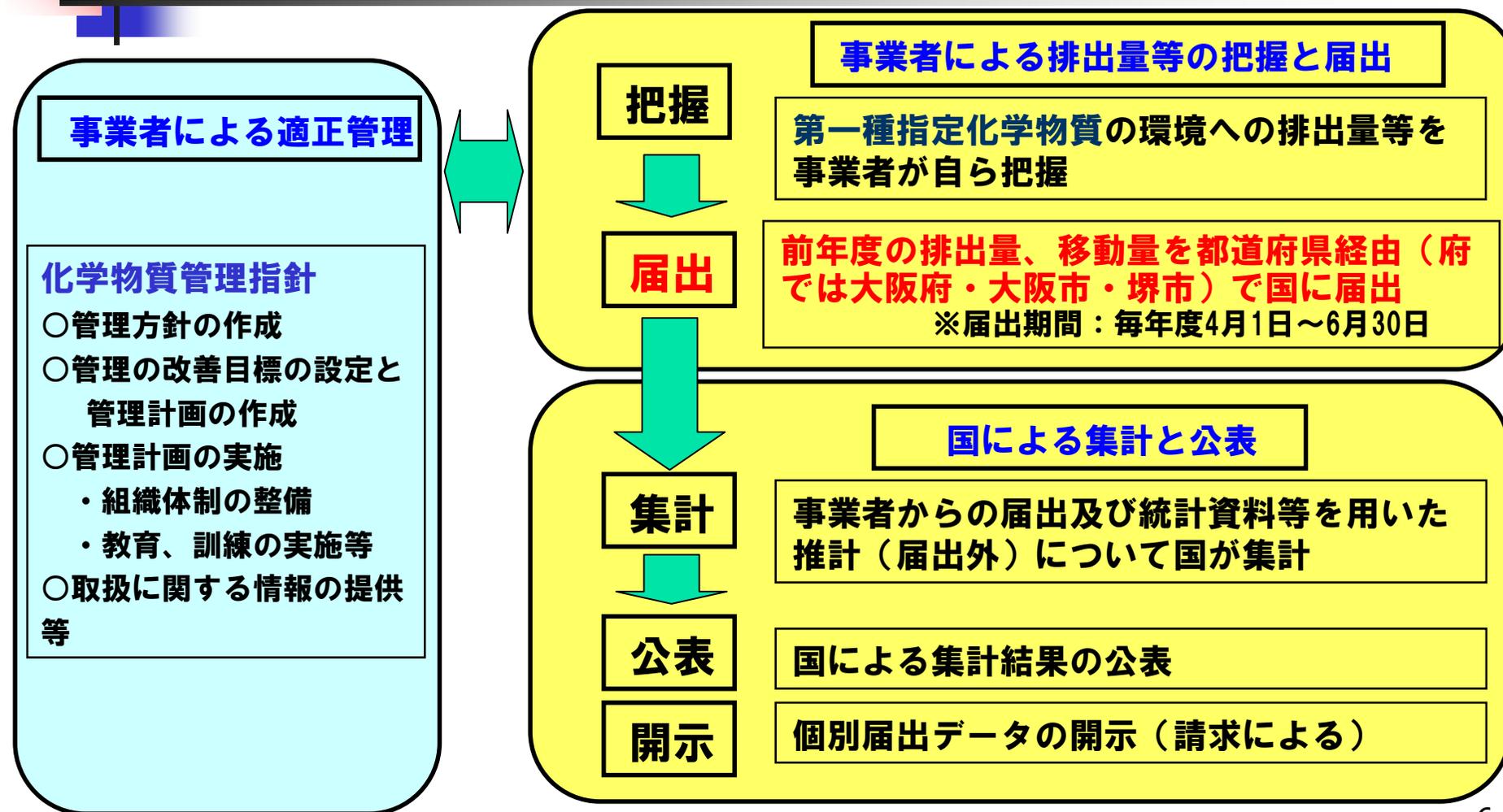
## 国及び府の化学物質対策制度

	国の法制度	府の条例制度
製造・輸入 や取扱段階 での規制	<u>化学物質審査規制法（化審法）</u> ○新規化学物質の事前審査制度 ○難分解・高蓄積・長期毒性を有する化学物質の製造等の規制	
環境への排 出段階での 規制	<u>大気汚染防止法（大防法）</u> 、 <u>水質汚濁防止法（水濁法）</u> 、 <u>土壌汚染対策法（土対法）</u> 、 <u>ダイオキシン類対策特別措置法等</u> ○有害化学物質の排出を規制	<u>大阪府生活環境の保全等に関する条例</u> ○法の規制値・特定施設に対し、「上乘せ」・「横だし」による排出規制
自主的取組 の促進	<u>化学物質排出把握管理促進法（化管法・PRTTR法）</u> <u>【PRTTR制度・MSDS制度】</u> ○指針に留意した管理、排出量等の把握・届出、化学物質の取扱情報の提供 <u>大気汚染防止法</u> ○有害大気汚染物質対策、揮発性有機化合物対策	<u>大阪府生活環境の保全等に関する条例</u> <u>【大阪府化学物質管理制度】</u> ○化管法を補完した自主的取組促進 ○府独自指定物質・揮発性有機化合物を対象に加える ○取扱量の届出 ○化学物質管理計画・管理目標・達成状況の届出

# 1. 化学物質対策について

## 化管法による自主的管理の仕組み

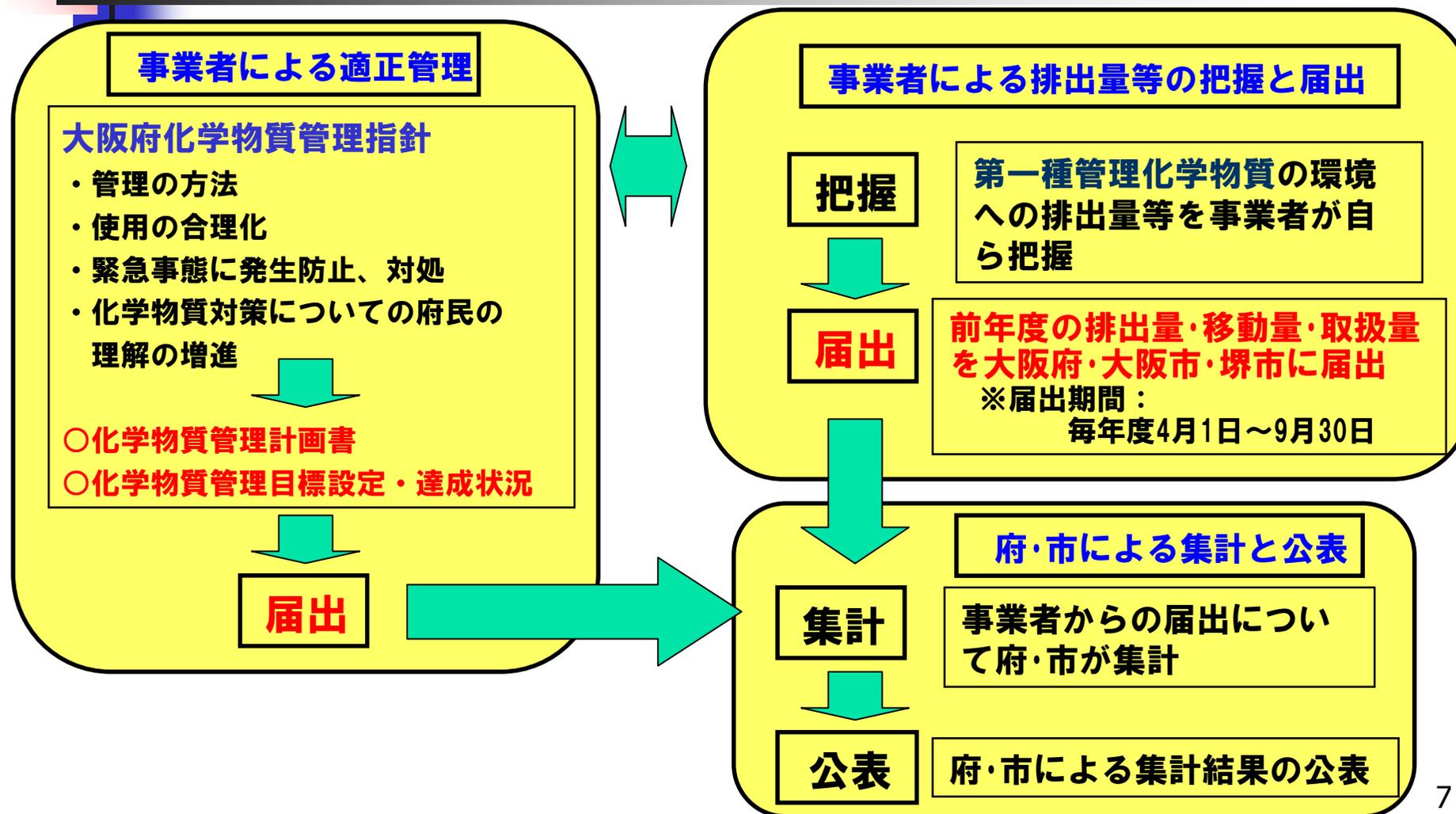
### 【P R T R 制度】

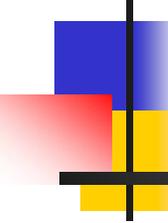


# 1. 化学物質対策について

## 府条例による自主的管理の仕組み

### 【大阪府化学物質管理制度】





## 2. 府条例施行規則の改正について

---

## 2. 府条例施行規則の改正について

# 府条例施行規則の改正点

化管法施行令の改正に伴い府条例の施行規則を改正  
施行日：平成21年10月1日

### ○届出対象化学物質（第一種管理化学物質）の変更

化管法の第一種指定化学物質

改正前 354物質 → 改正後 462物質

府独自指定物質

改正前 38物質 → 改正後 24物質

### ○届出対象業種の追加

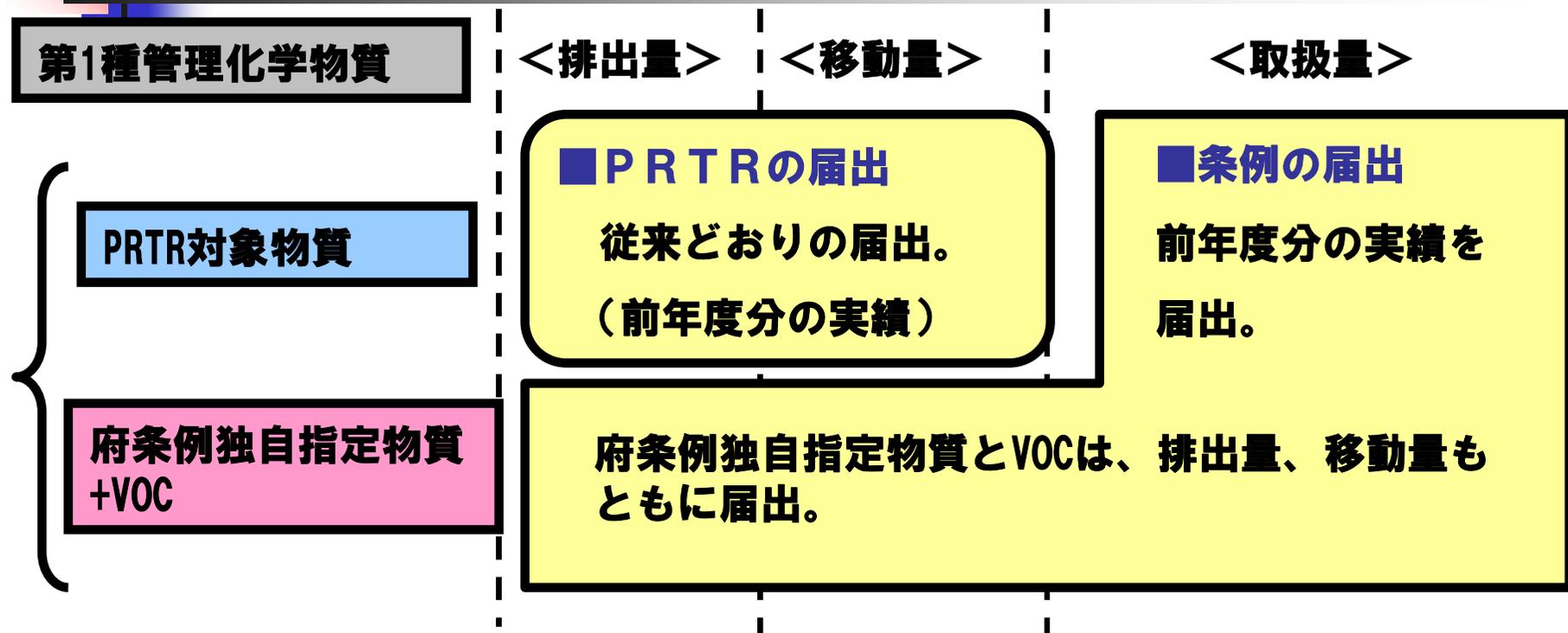
医療業を対象業種として新たに追加（平成22年度から把握、平成23年度から届出）

## 2. 府条例施行規則の改正について 届出の種類と対象

	第一種管理化学物質の 排出量・移動量・取扱量 等の届出	化学物質管理計画書 の届出	化学物質管理目標決定及 び目標達成状況の届出
①対象業種	24業種←23（医療業の追加）		
②事業所の従業員数	—	50人以上	50人以上
③会社全体の従業員数	21人以上	50人以上*	50人以上*
④第一種管理化学物質 の取扱量	(1) 化管法の第一種指定化学物質（462物質←354）：1トン以上 (2) 化管法の特定第一種指定化学物質（15物質←12）：0.5トン以上 (3) 大阪府独自指定物質（23物質←37）：1トン以上 (4) 揮発性有機化合物：総量として1トン以上		
⑤備考	改正後物質の把握は 平成22年度から、届 出は平成23年度から	*50人以上300人未満の場合は平成23年度 に届出 ○燃料小売業については不要	

上記の①～④に該当する場合に届出が必要

## 2. 府条例施行規則の改正について 排出量等の届出



- 届出期間は毎年4月1日～9月30日（PRTRの4月1日～6月30日とは異なる）。
- 平成22年度の届出は改正前の物質について行う。
- 平成22年度の把握、平成23年度の届出は改正後の物質について行う。

## 2. 府条例施行規則の改正について

# 排出量等の届出～留意点

### 平成23年度の届出（平成22年度の把握）について

#### ○エチレングリコール等の削除物質について

- ・削除物質についての届出は不要になります。
- ・対象物質がなくなった場合は届出自体が不要となります。

#### ○塩化第二鉄・鉛化合物等の新規物質について

- ・届出が必要となります。平成22年度から把握を始めて下さい。
- ・鉛化合物（0.5トン以上）は、鉛と分けて届出する必要があります。

#### ○第一種から特定第一種に改訂された物質について

- ・ホルムアルデヒド、1,3-ブタジエン、2-プロモプロパンが該当します。
- ・届出は1トン以上から0.5トン（500kg）以上に変更となります。

### 揮発性有機化合物（VOC）の届出について

- ・VOC該当物質を排出量・移動量・取扱量に全て合算して下さい。
- ・P R T R対象（キシレン・トルエン・ジクロロメタン等）や府独自指定物質（メタノール・MEK・MIBK等）で届出を行うVOC対象物質の量も合算して下さい。

## 2. 府条例施行規則の改正について

# 化学物質管理計画書の届出

### ○届出内容

#### (1) 管理体制に関する事項

- 管理の方針
- 管理組織
- 従業員への教育・訓練
- 関係者への情報提供 等

#### (2) 緊急事態に対処するための事項

- 化学物質の貯蔵状況
- 危険性、有害性の評価結果
- 配慮施設（学校、病院等）の位置
- 未然防止対策の方針
- 緊急事態発生時の対応マニュアル 等

### ○届出期間

- ・届出要件に該当後6ヶ月以内（変更後3ヶ月以内）
- ・会社全体の従業員数が50人以上300人未満の場合は平成23年度以降
- ・変更がない場合、初年度届出のみ

## 2. 府条例施行規則の改正について

# 化学物質管理計画書（管理体制）

### 【記載必須項目】

#### 管理体制についての計画

1-1 化学物質管理の目的

化学物質を取り扱いについて、適正な管理を行うことを目的とする旨の表記

1-2 化学物質の管理の方針

管理の方針（(例) 安心・安全を新たな付加価値として目指す等）を示す

1-3 法令遵守状況の確認方法

化学物質が関係する法令等の遵守状況一覧（PRTR法・府条例（化学物質関係）を含む）を作成

1-4 管理組織の名称及び組織管理図

管理組織図の作成

1-5 管理規定等の概要

事業所における化学物質に関する管理規定名を分類・列記（ISO14001等を取得の場合、記載の簡素化が可能）

1-6 教育並びに訓練並びに人材育成の実施方法

(例) ○○規定に基づき化学物質の適正管理に対する教育訓練を行う

1-7 情報提供の方法

(例) 製品についてのMSDSの提供部署等

1-8 府民の理解の促進を図るための情報提供の方法

(例) 環境報告書・製品パンフレット・ホームページでの公開、○○課を問い合わせ窓口、工場見学・意見交換会等

## 2. 府条例施行規則の改正について

# 化学物質管理計画書（緊急事態対処）

### 【記載必須項目】

#### 緊急事態に対処するための計画

- 2-1 管理化学物質の貯蔵状況
- 2-2 危険性・有害性の評価
- 2-3 緊急事態の発生の未然防止対策
- 2-4 緊急事態対応マニュアル
  - (1) 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制
  - (2) 避難誘導體制
  - (3) 緊急事態の内容に応じた事業所内の対応体制
  - (4) 緊急措置の実施手順及び実施内容
  - (5) 周辺環境影響の把握方法及び必要に応じ実施する浄化対策の概要
  - (6) 関係機関等への届出内容
  - (7) 安全・防災訓練

事業所で貯蔵する管理化学物質の種類とその貯蔵施設の種類、数及び最大貯蔵量について一覧表を作成

GHS等をもとに、取り扱う管理化学物質（年間取扱量1トン（特定第一種指定化学物質では0.5トン）以上）の個々について、危険性・有害性を事業所として評価

各工程で考えられる緊急事態について列記し、それぞれに対する対策メニューと実施計画を記載  
**(ISO14001等を取得の場合、記載の簡素化が可能)**

- ・連絡系統図（個人名は記載しない）
- ・半径500mの事業所周辺の見取り図

事故に関連する規定がある法令の列挙

訓練の実施時期、回数、訓練内容、訓練での課題、課題の解決策等を記載  
**(ISO14001等を取得の場合、記載の簡素化が可能)**

VOCのみの届出事業者は、緊急事態対処の計画を省略できる

## 2. 府条例施行規則の改正について 化学物質管理目標決定及び目標達成状況 の届出

### ○届出内容

#### (1) 管理の改善計画

- 管理の改善目標
- 計画期間
- 目標達成のための実施計画
- 計画進捗状況の把握方法
- 検証・評価の方法 等

#### (2) 目標達成状況

- 目標達成のために実施した対策の内容
- 目標の達成状況 等

#### (3) 検証・評価の結果等

- 検証・評価の実施状況と結果
- 評価結果に基づく見直しの内容 等

### ○届出期間

- ・ 毎年4月1日～9月30日
- ・ 会社全体の従業員数が50人以上300人未満の場合は平成23年度以降
- ・ 初年度は目標決定、次年度以降は目標達成状況を届出

## 2. 府条例施行規則の改正について

# 化学物質管理目標決定及び目標達成状況の届出～目標例

様式第23号の15(第50条の12関係)

化学物質管理目標決定及び達成状況届出書

年 月 日

〇〇〇〇 様

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇-〇  
氏名 大阪産業株式会社  
代表取締役 大阪 太郎

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の25第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	大阪第一工場		
事業所の所在地	〇〇市〇〇町〇-〇		
管理化学物質の種類	条例24:VOC(揮発性有機化合物)		
管理の改善の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 排出量の削減 <input type="checkbox"/> 移動量の削減 <input type="checkbox"/> 取扱量の削減 <input type="checkbox"/> 有害性の低い物質への代替 <input type="checkbox"/> 設備の安全化の対策 <input type="checkbox"/> マネジメントシステムの改善 <input type="checkbox"/> リスクコミュニケーションの推進 <input type="checkbox"/> その他の方法		
	指標とする項目	1.上記管理化学物質の大気への排出量の削減量	
	指標とする項目に係る目標	上記管理化学物質の大気への排出量を基準年度より削減	84kg
	改善率	23.6 %の改善(平成	20年度比)
	目標達成年度	平成25年度	
目標決定に当たっての考え方	リスク評価の結果、使用量の一番多いVOCが、作業環境について人体への影響のリスクが高く、また、周辺環境への環境リスクが高いことから、VOCを管理の対象物質として選定しました。		

### 目標の例

#### 【化学工業】

- 排出量の削減（溶剤蒸気発生源の密閉化・ノトルン含有製品への切替等）
- 移動量の削減（半端製品の回収・洗浄回数減少による廃棄物の減少等）
- マネジメントシステムの改善（更なる削減は困難であり、環境対策設備の維持管理の徹底を実施等）

#### 【金属製品製造業】

- 排出量の削減（直接燃焼施設の適正管理・単位生産量当たりの使用量の削減等）

#### 【輸送用機械器具製造業】

- 排出量の削減（補修量削減・不良率改善による塗装面積あたりのVOC排出量の削減等）

#### 【洗濯業】

- 有害性の低い物質への代替（代替物質への順次切替による移動量の削減等）

#### 【精密機械器具製造業】

- 排出量の削減（純水への転換による溶剤層の削減・溶剤層開口面積の削減等）

#### 【酒類製造業】

- リスクコミュニケーションの推進（HP公開・工場見学会・地域住民との懇談会等）

## 2. 府条例施行規則の改正について

# 化学物質管理目標決定及び目標達成状況の届出～留意点

- 目標を達成するために取組む期間（1サイクル）は、概ね5年程度の期間を想定しています。事業所規模により届出の開始時期が異なるため、以下のような期間を設定して下さい。
- また、1サイクル目の目標達成年度は、可能な限り平成25年度としてください。
- なお、目標を達成するため、定期的にPDCAを繰り返し、目標の達成が危ぶまれる場合は、必要に応じて追加対策を実施するなど目標の達成に努めて下さい。

1サイクル目(常時使用する従業員数が300人以上の事業者)

H20	H21	H22	H23	H24	H25
排出量等 基準年	届出 初年度		中間 目標年		目標 達成年

1サイクル目(常時使用する従業員数が50～299人の事業者)

H20	H21	H22	H23	H24	H25
排出量等 基準年			届出 初年度		目標 達成年

2サイクル目

H25	H26	H27	H28	H29	H30
排出量等 基準年	2サイクル目 の計画初年 度		中間 目標年		目標 達成年

※平成22年度に初めて届出する場合(例)

1サイクル目

H20	H21	H22	H23	H24	H25
排出量等 基準年		届出 初年度			目標 達成年

2サイクル目

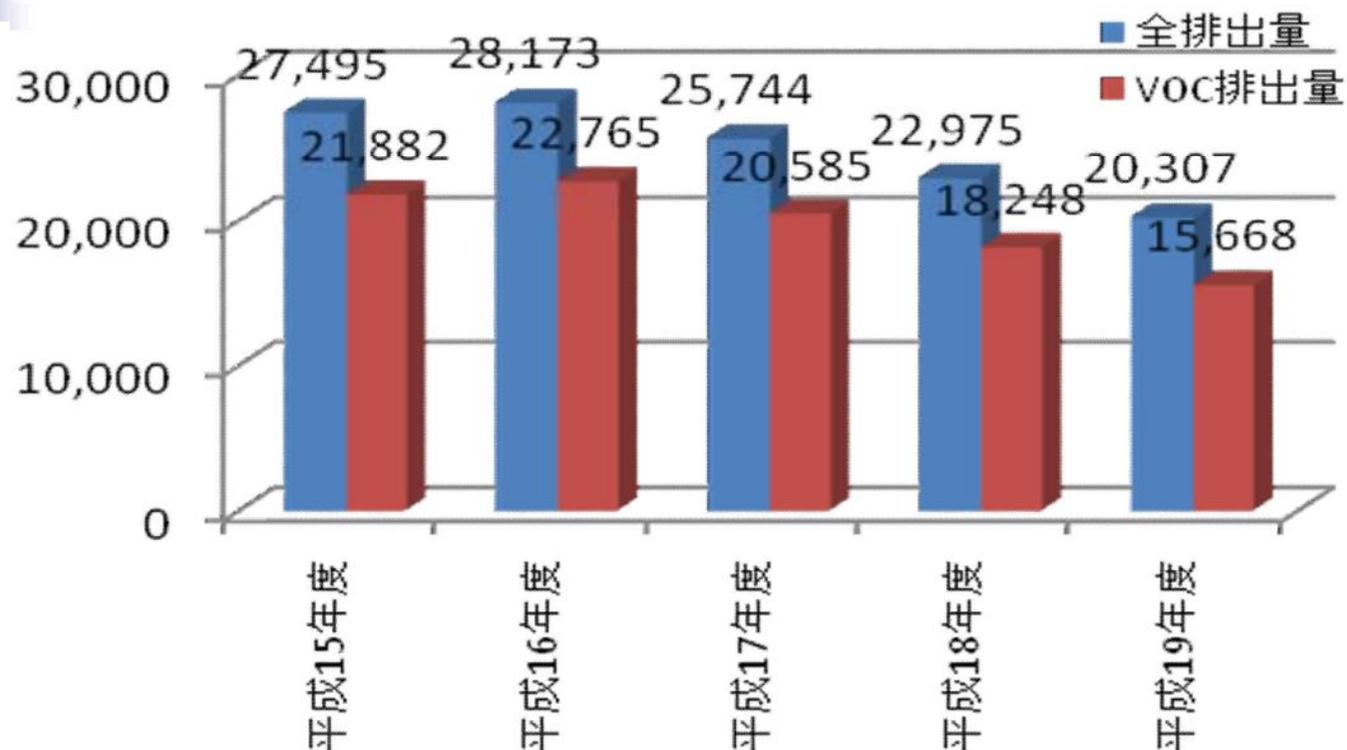
H25	H26	H27	H28	H29	H30
排出量等 基準年	2サイクル目 の計画初年 度		中間 目標年		目標 達成年

### 3. 大阪府域における 化学物質の現況

---

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 P R T R データ

## 環境中への排出量の経年変化

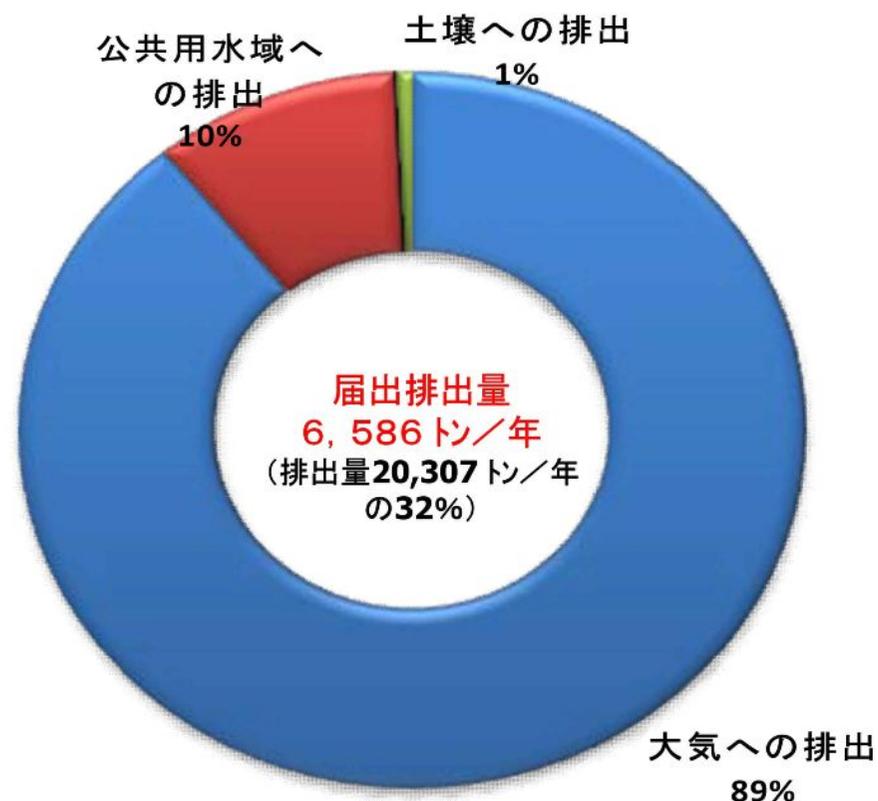


- 排出量は減少傾向にある。
- 全排出量に占めるVOC排出量の割合が約8割程度となっている。

注) このスライド及び以降のスライドのデータは大阪市域・堺市域の事業所からの届出値を含む 20

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 P R T R データ

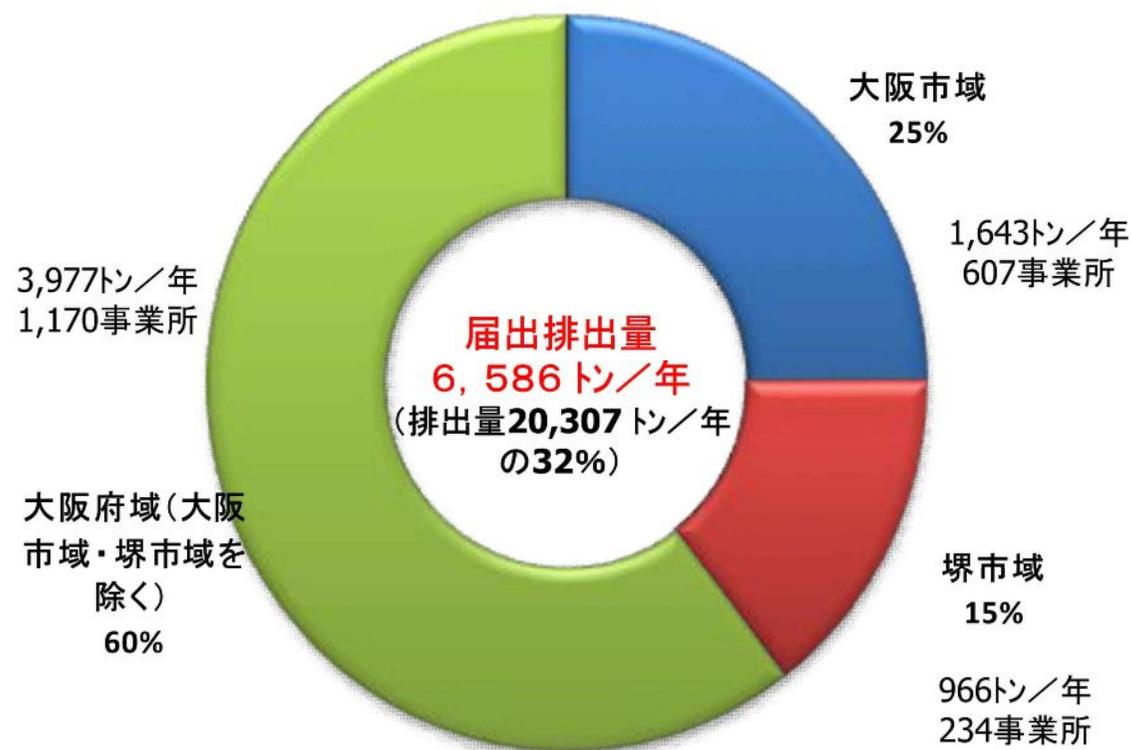
## 排出先の割合（平成19年度）



○届出排出量のうち「大気への排出」の占める割合が89%である。

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 P R T R データ

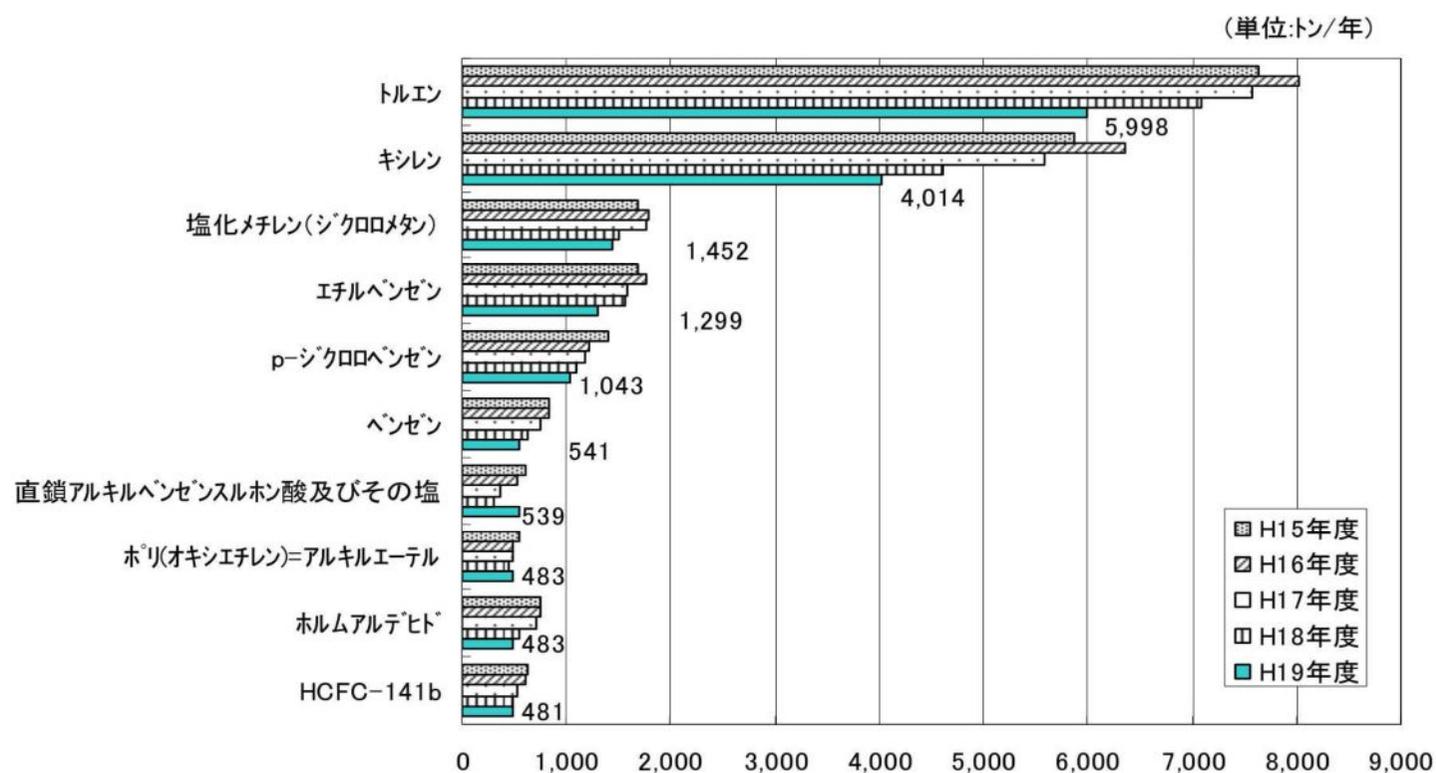
## 市域別の割合（平成19年度）



○大阪府域の届出排出量のうち「大阪市域・堺市域」の占める割合が4割を占める。

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 PRTRデータ

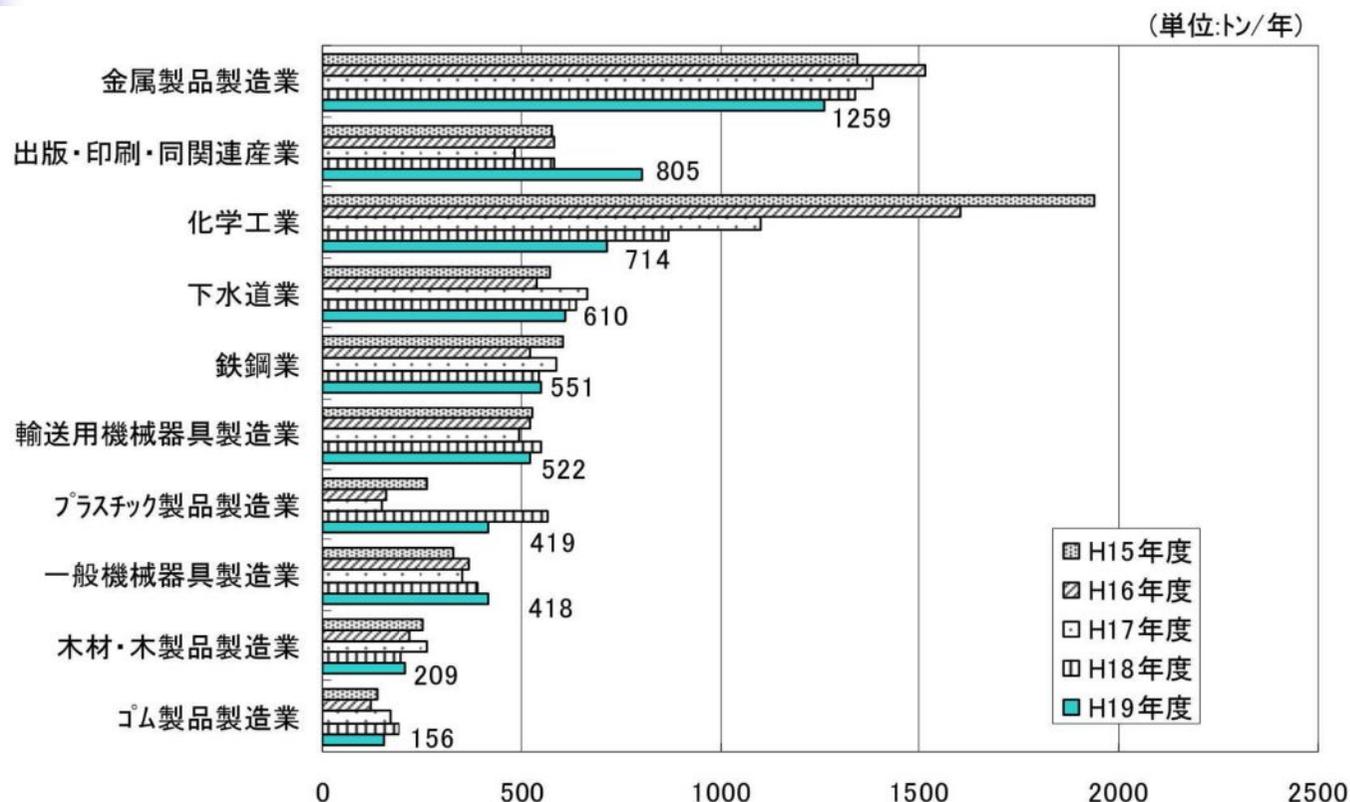
## 府域の排出量上位10物質



- 上位4物質までは全国と大阪府全域とで同じ
- 大阪市域：トルエン（554t）、塩化メチレン（353t）、キシレン（199t）
- 堺市域：トルエン（365t）、キシレン（231t）、塩化メチレン（106t）

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 P R T R データ

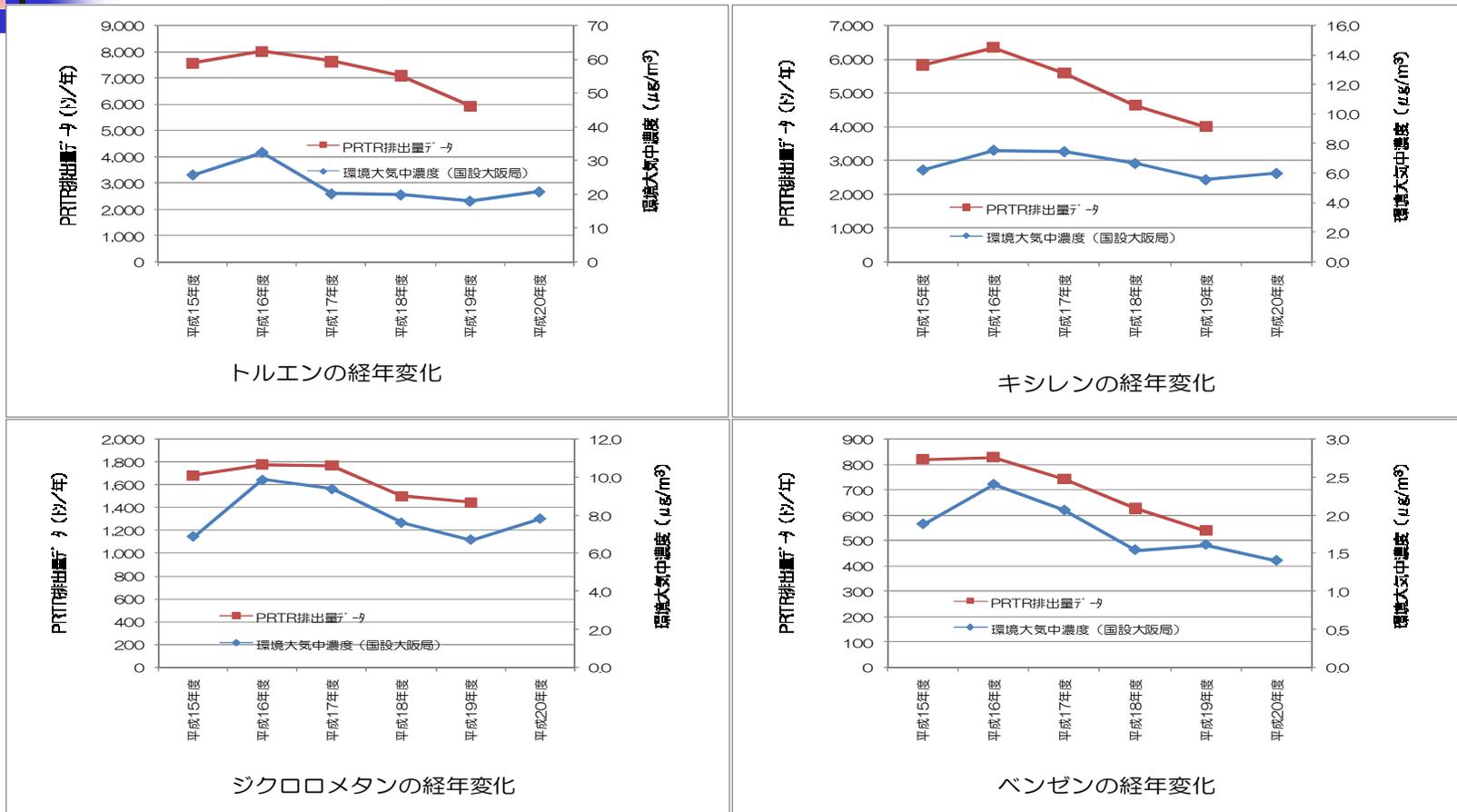
## 府域の排出量上位10業種



- 大阪府全域では金属製品製造業・出版印刷同関連産業が上位を占め、全国（輸送用機械器具製造業・プラスチック製品製造業が1位・2位）とは異なる。
- 大阪市域：下水道業(341t), プラスチック製品製造業(290t), 金属製品製造業(198t)
- 堺市域：金属製品製造業(218t), 出版印刷同関連産業(183t), 鉄鋼業(153t)

### 3. 大阪府域における化学物質の現況 P R T R データと環境濃度

## 排出量と環境濃度との関係



排出量と環境濃度とがよく似た経年変化→削減の成果が環境濃度に反映

# ご静聴ありがとうございました！

## 【ホームページ】

### 大阪府化学物質管理制度

<http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/shidou/kanri.html>

### P R T R 制度（大阪府）

<http://www.pref.osaka.jp/kankyohozen/shidou/prtr.html>

## 【お問い合わせ先】

### 【大阪市内・堺市内以外の事業所】

大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全部 化学物質対策グループ

〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目1-2 国民会館・住友生命ビル5階

TEL 06-6944-9247

### 【大阪市内の事業所】

大阪市 環境局 環境保全部 環境規制担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1-14-16 WTC コスモタワー36階

TEL 06-6615-7988

### 【堺市内の事業所】

堺市 環境局 環境保全部 環境指導課 化学物質係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1

TEL 072-228-7474